

経営者協会だより

中小企業経営者協会
中小企業経営労務研究所
横浜市青葉区美しが丘2-28-5
TEL : 045-902-0199 FAX : 045-902-0374
http://www.chukeirou.com/

CONTENTS

page	
1	平成 24 年度改正案 労災保険率の引き下げやメリット制の対象拡大
2	特集 代表者や役員は社会保険に加入できる？
4	TOPICS ●残業月 100 時間×連続 3 ヶ月で労災認定 —— 厚労省、基準見直しへ ●日本の中間管理職意識調査 —— 役割も、悩みも、テーマも「部下の育成」
6	すっきりわかる。社会保険 昇給したけど残業代が減ったとき 月額変更届は必要？
7	人事労務の法律ミニ教室 パートタイマーや契約社員には 育児休業を与えなくていい？
8	職場のメンタルヘルス メンタル不調者への受診の勧め方
8	労務ひとこと 社会保険、パートへの適用拡大が

平成24年度改正案

労災保険率の引き下げやメリット制の対象拡大

労働政策審議会は平成 23 年 12 月 15 日、労災保険率の引き下げやメリット制の適用対象の拡大などを内容とする厚生労働省の改正省令案を「妥当」と答申しました。改正省令は平成 24 年 4 月 1 日より施行される予定です。

平均 0.6/1000 の引き下げ

労災保険料を算出するための労災保険率は 55 の業種ごとに定められ、過去 3 年間の災害発生率などをもとに、原則 3 年ごとに改定されています。

平成元年以降、労災保険率（全業種の平均）は下がり続けています。平成 24 年度も平均で 0.6/1000 引き下げられ、4.8/1000 となる見込みです。

引き下げとなるのは 35 業種、据え置きが 12 業種、引き上げが 8 業種となっています。最も低いのは「金融・

保険業など」で 2.5/1000、最高は「トンネル新設事業など」で 89/1000 です。

有期事業のメリット制は対象拡大

労災保険には、個々の事業場の災害発生状況に応じて労災保険料を増減させる「メリット制」があります。つまり、事故が多い事業場は保険料が高くなり、事故が少ない事業場は保険料が安くなる制度です。

メリット制が適用されるのは一定の規模以上の企業だけです。この適用範

囲は昭和 61 年以降据え置かれていますが、このたび対象の拡大がおこなれる見込みです。

具体的には建設業や林業などの有期事業の適用要件が変わります。現在は確定保険料の額が「100 万円以上」となっていますが、「40 万円以上」に緩和されます。また、一括有期事業であって確定保険料が「40 万円以上 100 万円未満」のものにかかる増減率が ±30% となります。他の事業のメリット制については変更ありません。

メリット制の改正（建設業の場合）

	現 行		改 正 後	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
単独有期事業 (大規模な建設工事)	建設工事の 確定保険料が 100 万円以上 または請負金額が 1.2 億円以上	± 40%	建設工事の 確定保険料が 40 万円以上 または請負金額が 1.2 億円以上	± 40%
一括有期事業 (年間の中小規模の建設工事をひとまとめ)	年間の確定保険料が 合計 100 万円以上	± 40%	年間の確定保険料が 合計 100 万円以上	± 40%
			年間の確定保険料が 合計 40 万円以上 100 万円未満	± 30%